

二 税関差止、及び関連情報の有効活用

1. 総論

以上述べたとおり、大量の模倣品が中国において製造されて、海外に拡散していつているのが現状であり、この海外への拡散を防止するための手段として、中国の税関を通じた水際差止制度が有効かつ重要であることがわかる。

後述のとおり、自社が中国で保有する知的財産権を税関で登録をする等、一定の手続を経ることで、中国のいずれかの税関にて、模倣品が中国から輸出されようとしていることが発見された場合、これを差し止めてもらえる可能性が出てくる。

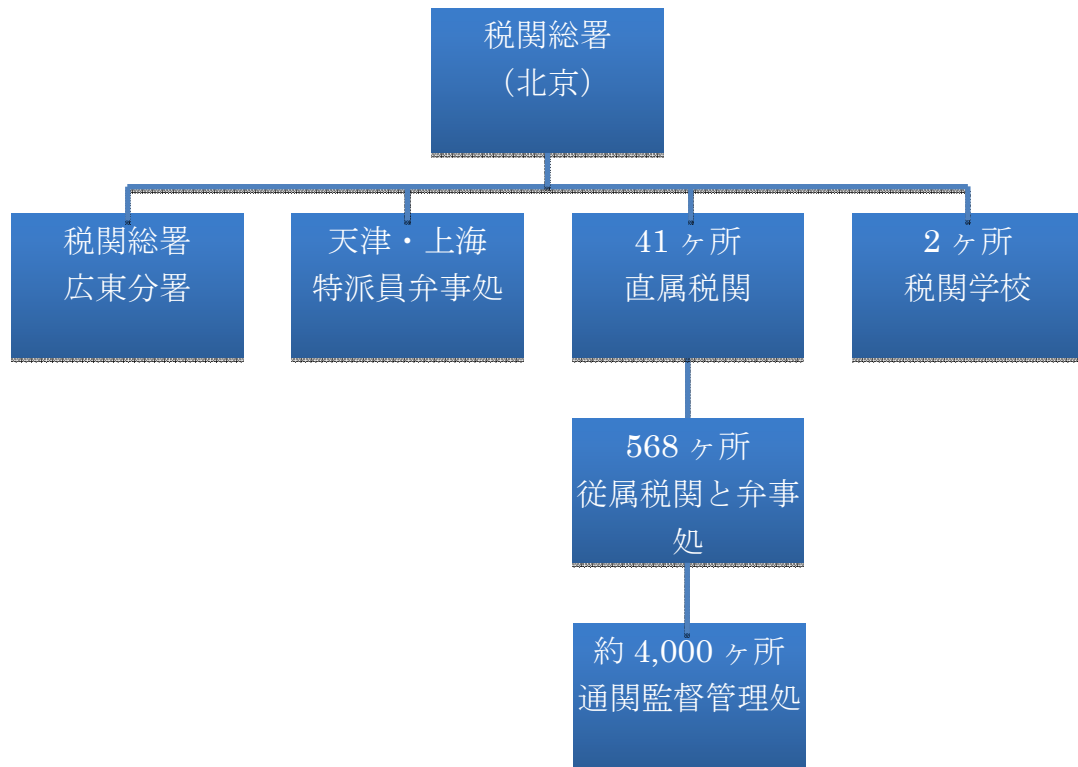
中国の税関は、北京所在の税関総署を頂点に、41ヶ所の直属税関、その下部の568ヶ所の従属税関及び弁事処、約4000ヶ所の通関監督管理処からなっており、約5万人の税関職員が日々、全国で、多くの模倣品の輸出を差し止めている。

【中国税関分布図】



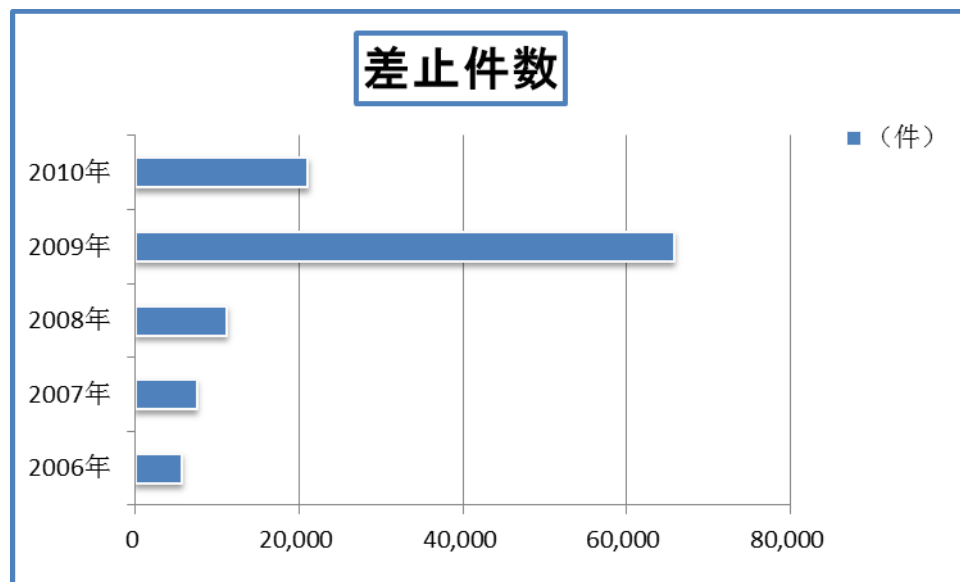
(出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/>)

【中国税関組織図】

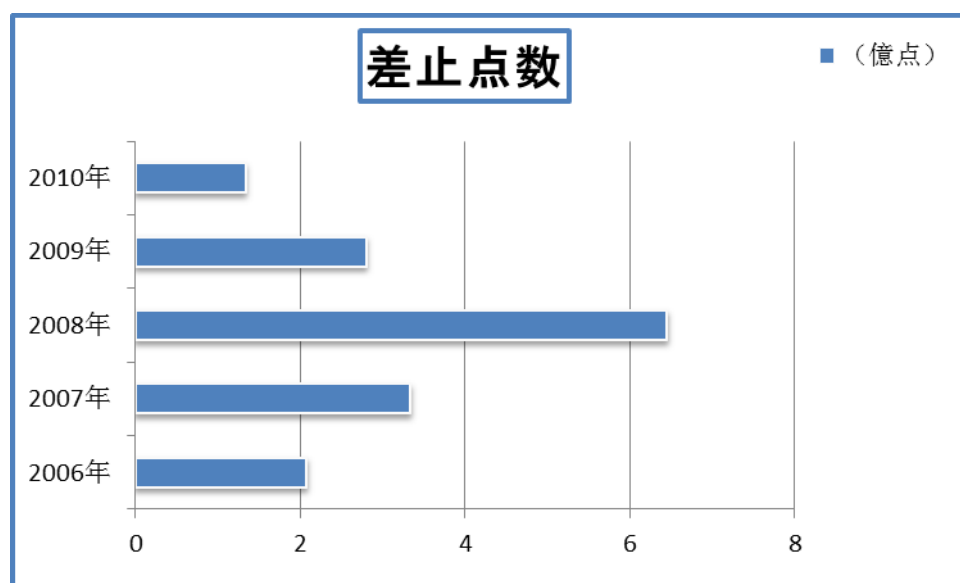


前述のとおり、中国から多くの模倣品が海外へ流出しているが、中国税関において、知的財産保護制度が何ら機能していないということはない。むしろ、中国税関は、本来、輸出入を円滑に遂行することが本来的責務であるにもかかわらず、これに反して、職権で、通関を中止した上、模倣品の有無を確認し、模倣品である場合にはこれを差し止めるということが多岐にわたって多く行っており、この点は、以下の差止件数、差止点数等にも表れている。また、模倣品の輸出は大ロットで行われるケースも多く、1件当たりの差止数も少なくない。

【税関差止統計（差止件数、差止点数）】



（2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計）



（2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計）

また、押収される模倣品の中で、権利別に見て最も多いのは以下のとおり、一貫して商標権侵害品となっており、他の専利権、著作権の差止件数に比して桁違いに多い。これは中国国内の模倣品分布が、いまだ商標権侵害品が主流となっている事実を端的に示すものであるともいえるが、それ以上に、税関においては、専利権や著作権侵害疑義品を発見することは事実上困難であり、このような事情も相俟って、商標権侵害品の差止件数が多くなっている。

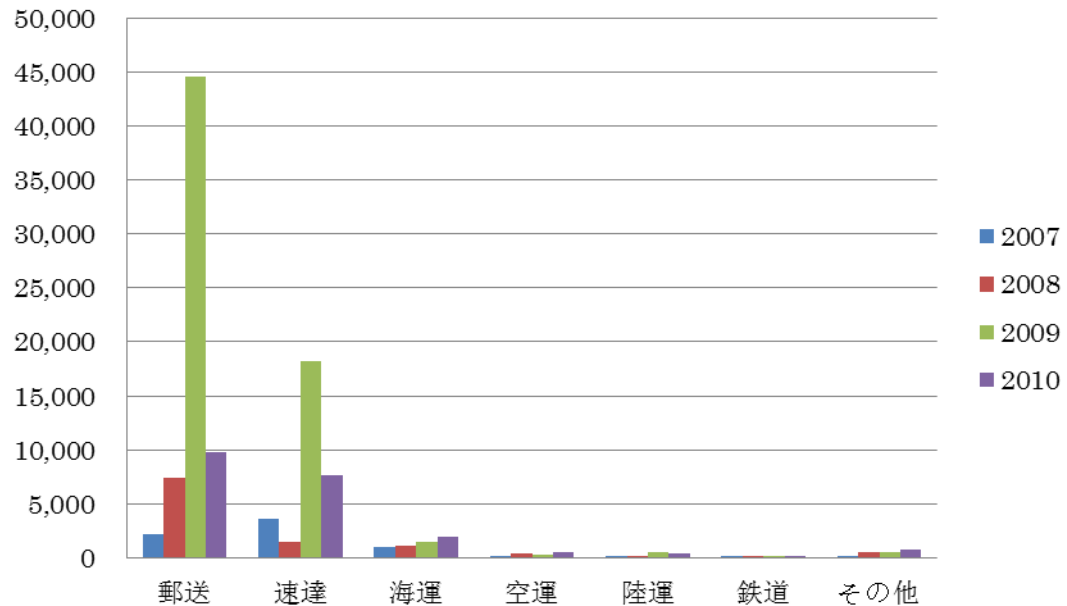
また、模倣品輸出件数では、郵送による輸出件数が多いが、模倣品輸出点数でみると、海運による輸出点数圧倒的に多く、模倣品輸出への対応を検討するに当たっては、この海運による輸出に留意すべきであることがわかる。

【税関差止統計（権利別差止件数）】



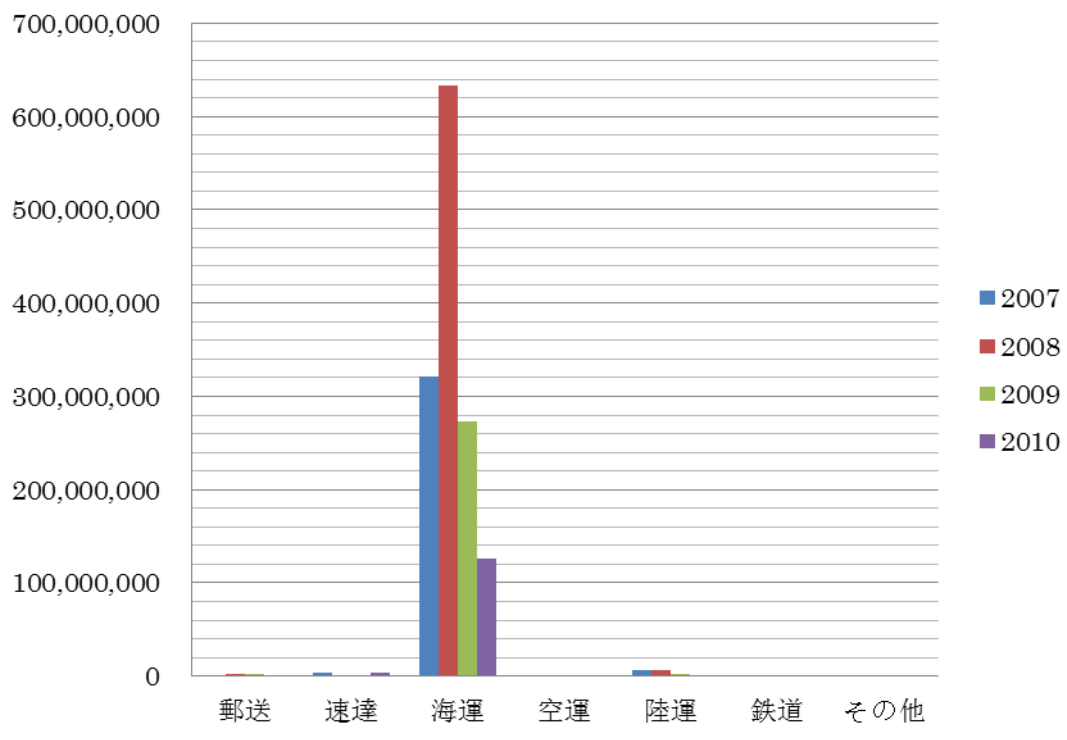
(2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

運送方法別／差止件数



(2007 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

運送方法別／差止点数



(2007 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

2. ベアリング模倣品の差止状況

ベアリング各社も、中国からの模倣品の流出を防止するべく、税関での水際差止制度を多数、活用しており、中国全土の税関でベアリングの模倣品が差し止められている。税関での差止件数を効果的に実施するためには、主要な税関に対して、意見交換会等を開催して、自社の模倣品の流出ルート等の情報を提供することが有効であるが、ベアリング各社は、世界ベアリング工業会等を通じて、定期的に、主要な税関との間で、こうした意見交換会を多数、実施しており、これが税関での差止件数の向上につながっている。

このような取組みは、ベアリングに限らず、広く他の業界についても効果的な取組みであるため、差止件数の上昇に繋げるべく積極的に実施することが望ましい。

また、後述のとおり、模倣業者に模倣品の輸出の手口も年々、進化してきているため、税関との間で、定期的に意見交換して、効果的に対応策を検討することがますます重要になってきている。

【意見交換会例】

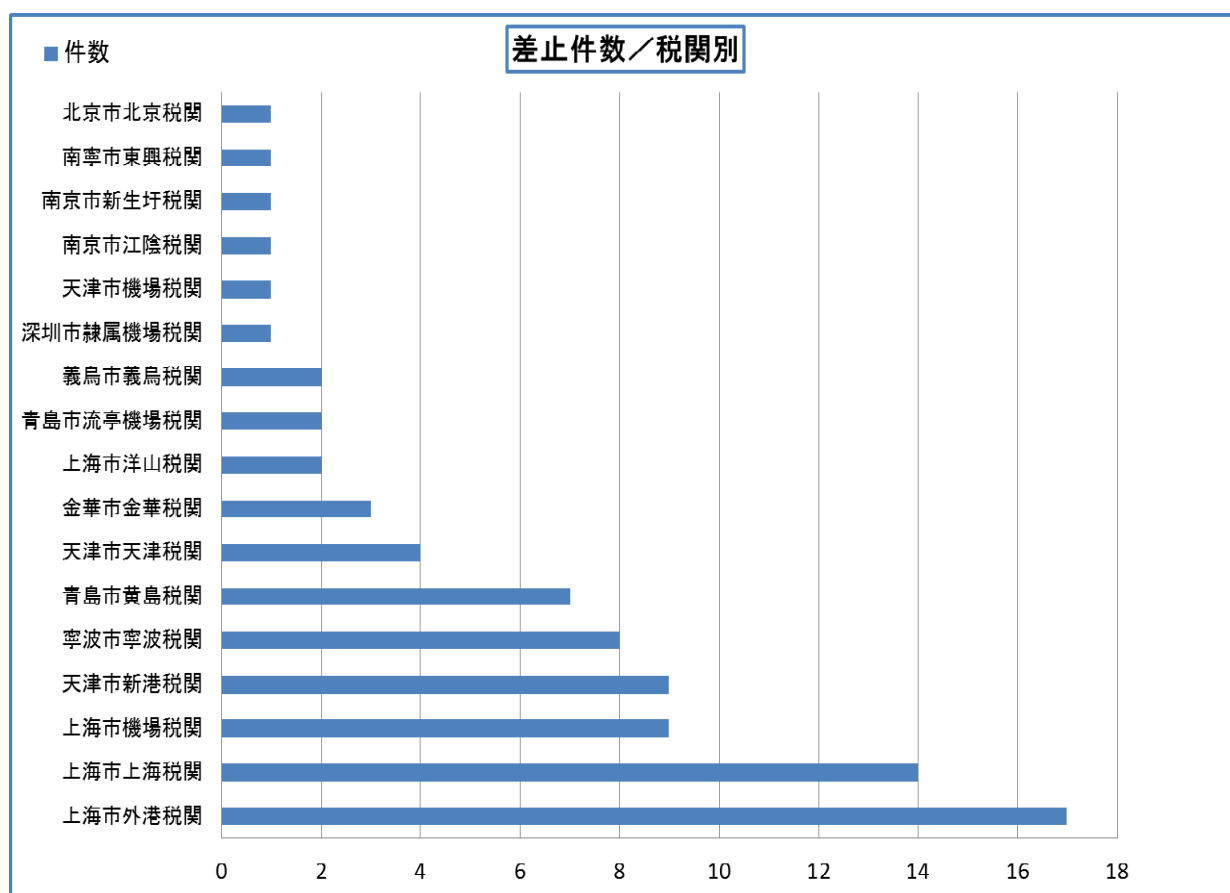


(2012年8月30日寧波税関における意見交換会)

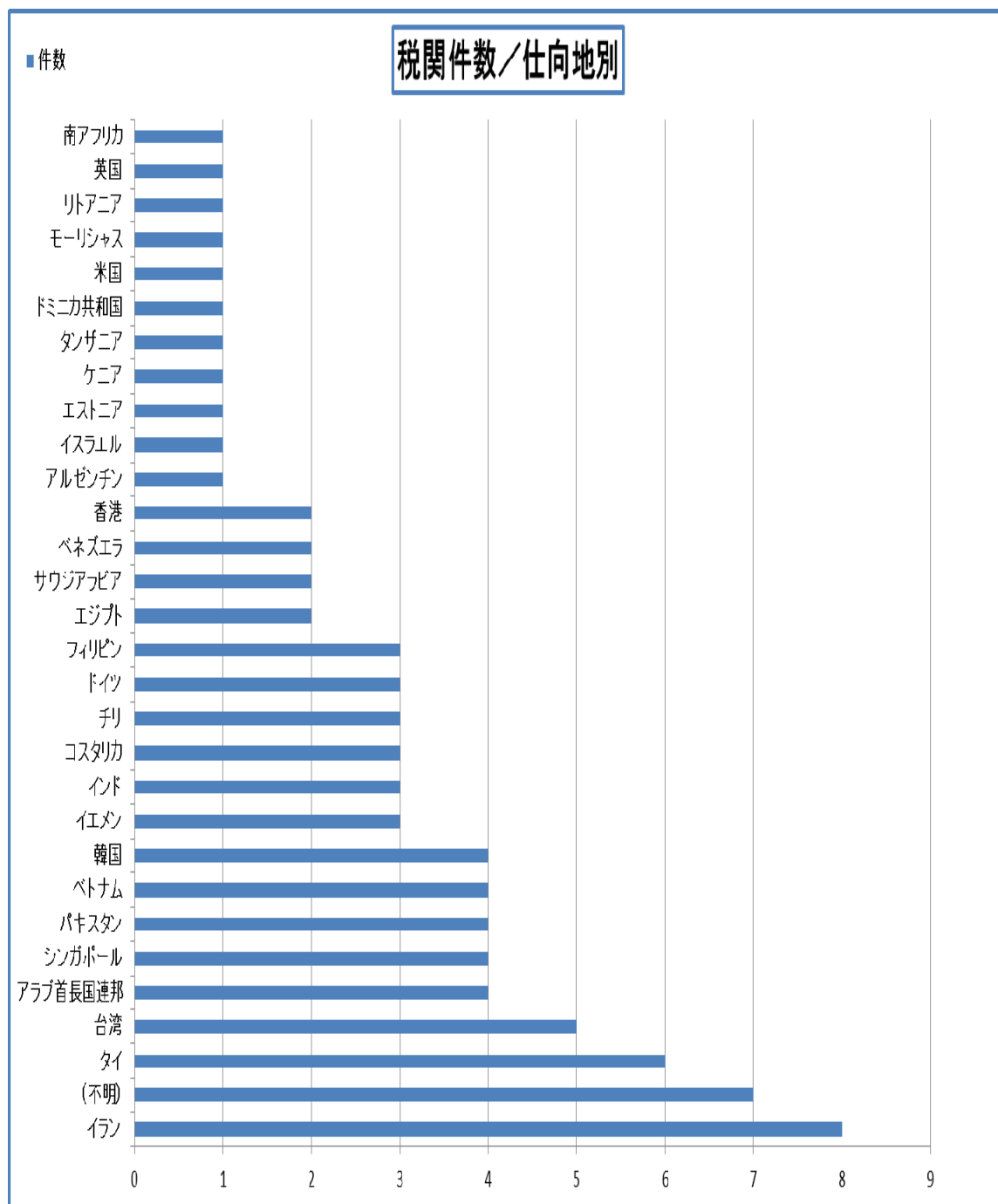
この点、ベアリング各社の場合、業界団体たる工業会が、各社の税関差止情報を集約し、これを取りまとめて、模倣品の通関が多い税関を割り出し、あるいは、模倣品を通関させようとした業者をブラックリストとして取りまとめる等、前述の意見交換会の際に検討材料、課題を提供できるよう対応を取っている。

以下は、2006 年以降の本ベアリング WG 参加者企業における税関差止情報を取りまとめたものであるが、ここから、上海、寧波、青島、天津等において差止件数が多い傾向にあることが分かり、例えば、意見交換会の対象として、これらの都市における税関を対象とすることが有益である点等が導かれるほか、模倣品の仕向地も多種多様で、アジアから中近東、アフリカ、南米にまで及んでいるものの、イラン、タイ等の特定の国を仕向地が多いことが分かり、例えば、この点は、これらの国を仕向地とするベアリングの通関申告に注意を払うべきことを示唆するものと考えられ、この点等を、税関との意見交換の際に伝えることも有益である。

【税関差止情報】



(ベアリング WG メンバー統計／2011 年～2012 年 7 月分)



(ベアリング WG メンバー統計／2011 年～2012 年 7 月分)

(参考)

【ベアリング模倣品仕向地／差止件数順】

1	サウジア ラビア	12	アラブ 首長国 連邦	23	ナイジェ リア	36	オースト ラリア	46	オランダ
1	南アフリ カ	14	韓国	23	米国	36	エクアド ル	46	ジャマイカ
3	イラン	15	イスラ エル	23	イエメン	36	香港	46	リビア
4	インド	15	マレー シア	28	エストニ ア	36	イタリア	46	モロッコ
5	シンガポ ール	15	パキス タン	28	フィンラ ンド	36	ポーラン ド	46	モザンビー ク
5	タイ	15	ベトナム	28	ギリシア	36	ロシア	46	オマーン
7	ブラジル	19	インド ネシア	28	ケニア	36	セネガル	46	パナマ
7	チリ	19	メキシ コ	28	モーリタ ニア	36	英国	46	パラグアイ
7	エジプト	19	ミャン マー	28	ペルー	36	ウクライ ナ	46	カタール
7	ドイツ	19	台湾	28	シリア	46	アンゴラ	46	スリランカ
7	フィリピン	23	ドミニ カ国	28	ベネズエ ラ	46	ドミニカ 共和国	46	スーダン
12	コスタリ カ	23	ニュー ジーラ ンド	36	アルゼン チン	46	グルジア	46	トルコ
								46	ウガンダ

(世界ベアリング工業会税関差止統計／2008 年～2012 年 3 月)

上記参考資料は、世界ベアリング工業が取りまとめた統計であるが、日本のみならず欧米を含めたベアリング各社が統計をとり、これらがまとめて税関総署へ情報提供されているため、これに相応して、税関側も、ベアリングの模倣品に対しては積極的に差止めを実施している。このように、税関への情報提供は、個社で個別に行うより、同業界内の他社とも共同してこれを実施することがより効果的である。

また、上記に加え、権利者側の事情等について、例えば、以下のような情報を提供すると、税関における差止率の向上につながるものと思料される。

◆真正品に係る情報◆

■輸出ルート

- ・真正品は特定の会社、港からのみ輸出される
- ・真正品は特定の港からのみ輸出される 等

■輸出方法に関する特徴

- ・真正品はコンテナを用いては輸出しない
- ・真正品を他ブランドの製品と同一のコンテナで輸出することはない
- ・真正品を他の種類の製品と同一のコンテナで輸出することはない 等

■貨物に関する特徴

- ・真正品特有の梱包上の印字
- ・真正品特有の製品コード等
- ・真正品特有の体積、重量、数量等 等

◆模倣品に係る情報◆

■模倣品が多く発見される国（かかる国を仕向地とするものは模倣品である可能性が相対的に高いと判断できる）

■これまで模倣品の差止め対象となった業者の一覧（いわゆる「ブラックリスト」）

■中国国内での模倣品流通、摘発状況（税関は、水際の事情に精通しているが、国内での模倣品流通の事情に対しては、必ずしも精通していない）

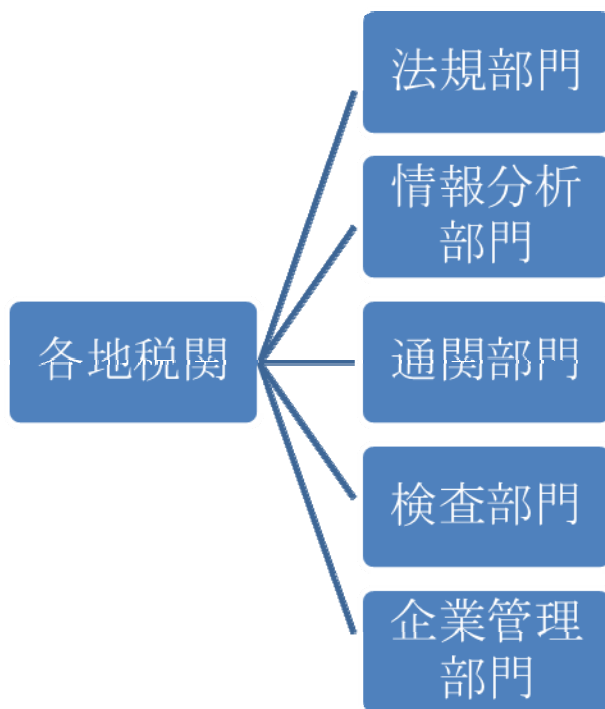
■海外税関における差押事例（欧米等における貨物輸入の際の申告情報は比較的詳細かつ正確であるため有用である）

以上のような情報を提供することで、税関として、模倣品であるとの蓋然性の判断のサポートとなり、差止めに踏み切ることができやすくなるため、これらの情報を日常的に収集、取りまとめた上、税関に定期的に提供することが有益である。

また、税関との意見交換会を通じて上記情報を提供する場合、かかる意見交換会への参加者の所属部門等にも留意の上、同参加者にとって特に有益な情報を選定の上これを提供することが望ましい。

具体的には、意見交換会へ参加が考えられる税関関連部門は以下のとおりであり、参加者の所属部門の職責に応じて、これに関連する情報を重点的に提供することが肝要である。

【各地の税関内の関連部門】



■法規部門：

知的財産保護業務を統制する

■情報分析部門：

情報収集、分析を行い、知的財産権侵害の疑いのある通関申告を割り出す

■通関部門：

現場において通関申告書類を受領し権利侵害の疑いがあると認められる場合、検査指令を出すことができる

■検査部門：

各部門から検査の要請を受け、貨物の中身を検査し、知的財産権侵害疑義品を発見した場合、法規部門に連絡する

■企業管理部門：

企業の分類管理を担当、種々の貿易会社、通関申告業者を把握する

3. 差止に係るフロー、取得可能な情報

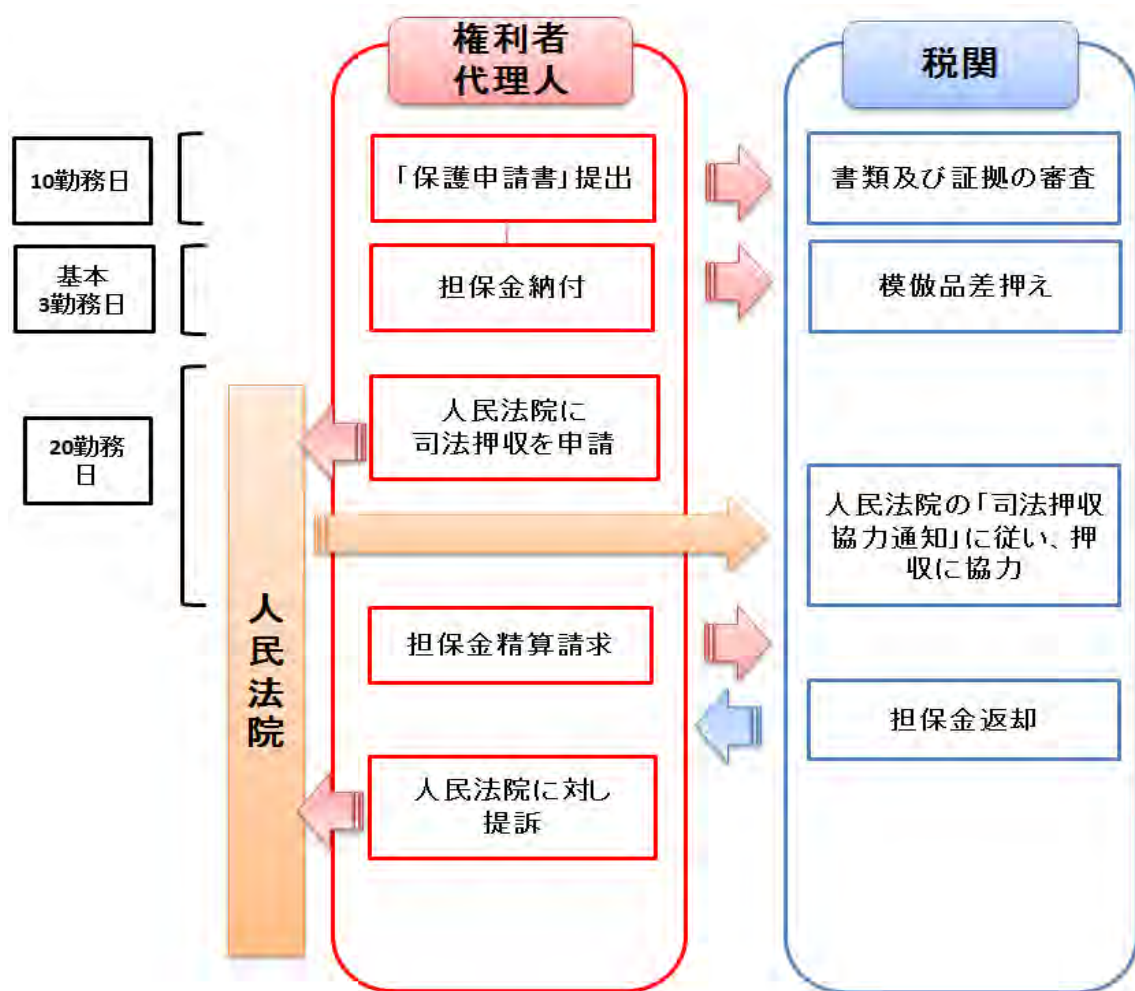
税関差止対象は、市場内の摘発時よりも多量な模倣品の押収が期待でき、また海外への販路を有する模倣業者は典型的に害悪性が高いので、税関差止に係る「点」情報から、関連模倣業者、模倣品の流れに係る「線」情報へつなげることが重要である。

「点」から「線」につなげるためには、税関差止に係るフロー、関連事業者の概要、それぞれにおいてどのような情報が取得できるか、この情報をどのように活用できるかについて正しく、把握することが重要である。

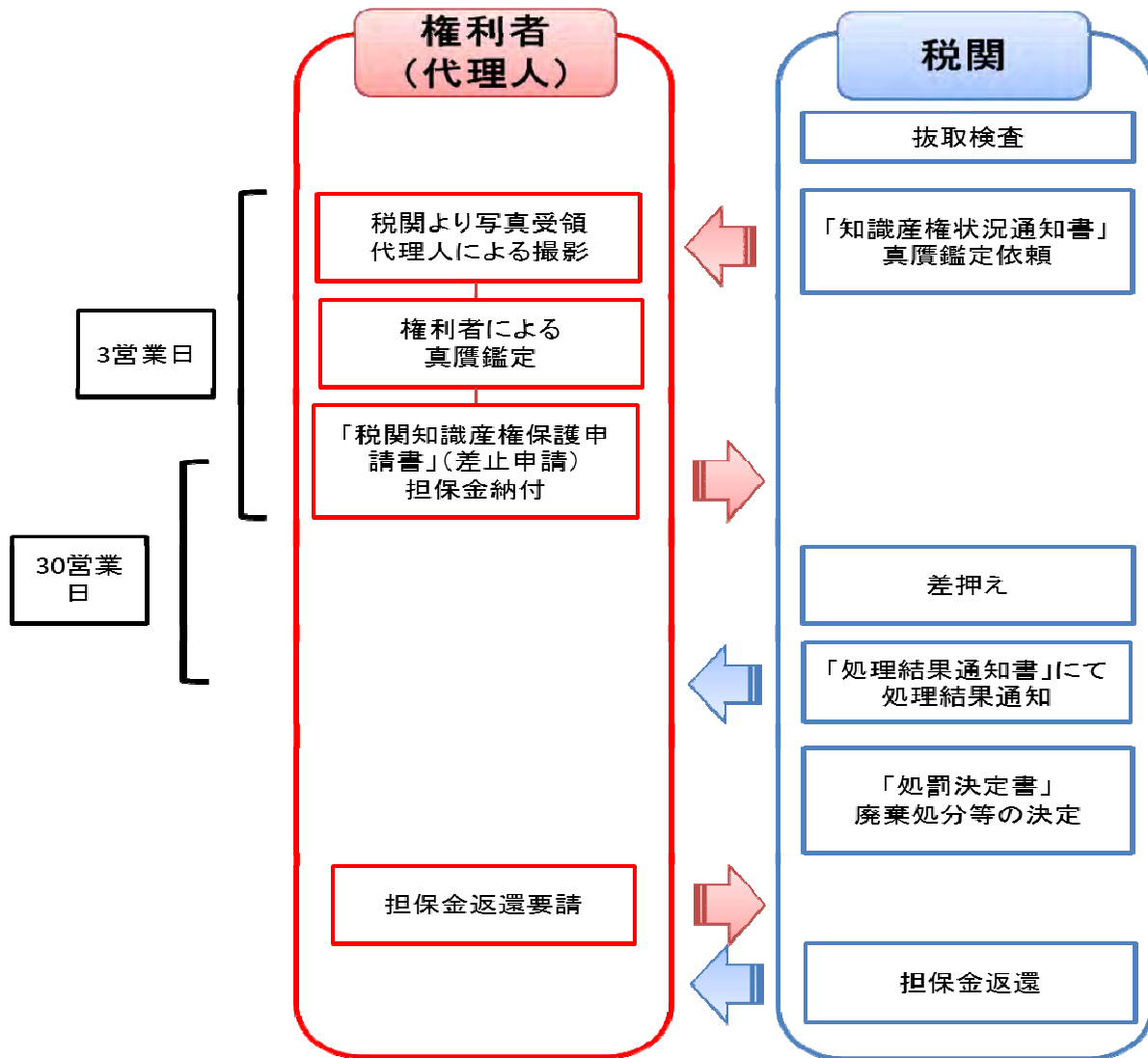
(1) 差止関連事業者に係るフロー、取得可能情報例一覧

税関における模倣品の差止めに関する概ねのフローは以下のとおりである。

【税関差止の流れ／権利者の申立てを契機とする場合】



【税関差止の流れ／税関による職権通関中止措置を契機とする場合】



上述のとおり、税関差止の過程において、税関より得られる書類が複数あるが、このうち、主要なものとして以下の 3 点が挙げられる。この点、同書類には、差止めの是非を検討に必要な情報のほか、差止め以外の対応にも有用な情報も掲載されており、これら得られる情報を収集、集積の上、その後の対応に活かすことが肝要である。

- ・ 知的財産権侵害状況通知書
- ・ 処理結果通知書
- ・ 処罰決定書

上記 3 書類の概要、及びこれらより得られる情報例の一覧は以下のとおりである。

➤ 「知的財産権侵害状況通知書」

税関が知的財産権の侵害が疑われる物品を発見した場合、この通関を一時的に中止し、権利者に、真贋鑑定、差止申請の是非を確認するため、送付する書面（知的財産権税関保護条例 16 条）

➤ 「処理結果通知書」

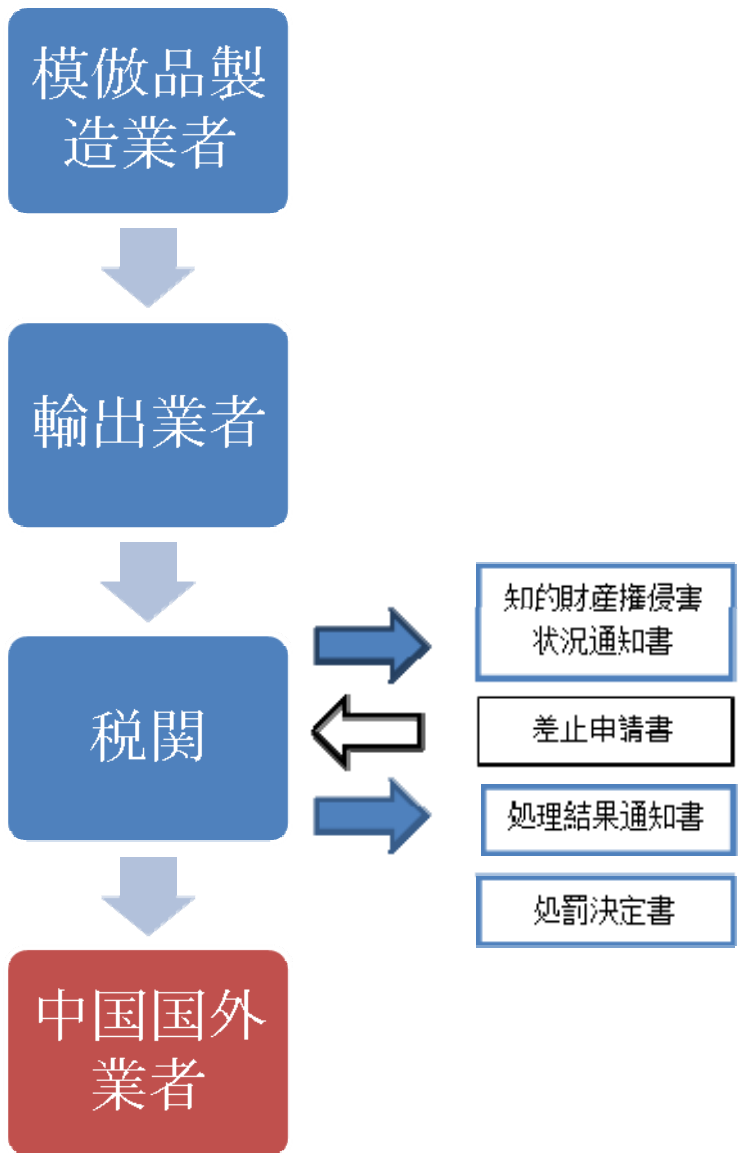
税関が、権利侵害貨物の没収決定をした場合に、権利者に通知する書面（「知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法 30 条）

➤ 「処罰決定書」

税関が権利侵害貨物に関し、没収や罰金等の処罰を科し、処罰対象業者にこれを通知する書面（税関法 91 条、税関行政処罰実施条例 25 条）

法により開示が明記されている書面ではないが、税関によって、前述の「処理結果通知書」を交付したり、「処罰決定書」を交付したり、運用が統一されていないのが実務の現状である。

【税関差止関連書類より得られる情報例一覧】



知的財産権侵害状況通知書より得られる情報例一覧	
通関中止情報	①通関中止通知日
	②税関名
	③輸出入の別
	④必要担保金額
輸出業者情報	⑤業者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧仕向地
	⑨使用商標

処理結果通知書より得られる情報例一覧	
通関中止情報	①通関中止日
	②税関名
	③輸出入の別
	④担保金額
輸出業者情報	⑤業者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧仕向地
	⑨使用商標

処罰決定書より得られる情報例一覧	
処理結果情報	①通関申告日
	②処罰決定日
	③税関名
	④罰金額
権利侵害者情報	⑤当事者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧使用商標

(2) 得られる情報の具体例

【知的財産権侵害状況通知書】

中华人民共和国杭州海关
确认进出口货物知识产权状况通知书

杭关知通字(2011)4239-1号

日本 于2011年6月15日向杭州海关下属金华海关申报出口至他国货物一批, 经查验其中有轴承1450个, 上述货物涉嫌侵犯你公司已经在海关总署备案的 商标权(备案号:)。

请你单位于本通知送达之日起3个工作日内依照《中华人民共和国海关关于〈中华人民共和国知识产权海关保护条例〉的实施办法》第二十二條规定的方式予以回复。你(单位)如要求我关扣留上述侵权嫌疑货物, 应当在上述期限内向我关提交书面申请及人民币100000元的担保金或者等值的金融机构的保函, 如已申请总担保请提供总担保核准文件复印件。

联系人:
传真:
地址:
特此通知。

保证金帐号如下:
帐户名: 中华人民共和国金华海关特设帐户
开户号:
开户行: 金华市建行营业部


① 二〇一一年六月二十八日

通関中止情報	①通関中止通知日	②税関名	③輸出入の別	④担保金額
輸出業者情報	⑤業者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧仕向地	⑨使用商標

【処理結果通知書】

③ 中华人民共和国金华海关
处理结果通知书

金关知字[2011]第46号

_____:

对_____贸易有限公司出口的侵犯你单位_____商
标权轴承,我关经调查,已经作出没收侵权货物并处罚款④
人民币150000元的决定。现根据《中华人民共和国海关关于
中华人民共和国知识产权海关保护条例》的实施细则》第三
十条的规定,将有关情况通知如下:

⑤ ⑦ ⑨
(一) 货物名称和数量: _____轴承11460个

⑤
(二) 收发货人名称: _____贸易有限公司

(三) 申报出口日期: 2011年6月15日

①
(四) 海关扣留日期: 2011年7月6日

②
(五) 海关行政处罚生效日期: 2011年12月20日

(六) 货物启运地: 浙江义乌

⑧
(七) 货物指运地: 也门

特此通知。

二〇一〇 

通関中止情報	①税関差止日	②処罰決定日	③税関名	④罰金額
輸出業者情報	⑤業者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧仕向地	⑨使用商標

【処罰決定書】

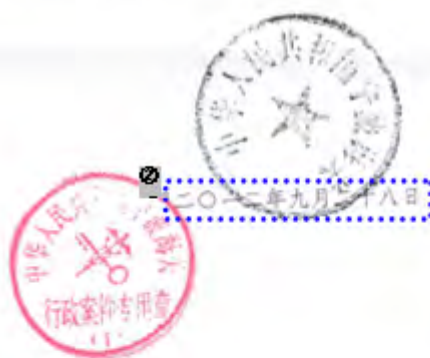
中华人民共和国宁波海关 行政处罚决定书	
甬关法〔2012〕0425号	
当事人：[redacted] 科技有限公司	
地址：重庆市九龙坡区石桥铺 [redacted]	
2012年3月21日 当事人 [redacted] 科技有限公司委托金华德瑞报关有 限公司向海关申报出口一批塑料相册、塑料化妆品、塑料梳子（报关单号： 292020120202740130）。经查验，该批货物中有 [redacted] 商标的剪发器 15 箱 750 个，价值 15000 元，[redacted] 商标的夹发器 2 箱 80 件，价值 1600 元，与 [redacted] 商标相近似的 [redacted] 标识的剃须刀 4 箱 240 个，价 值 4800 元，[redacted] 商标的剪发器 10 箱 240 件，价值 4800 元，且未取得 权利人的许可。[redacted]、[redacted]、[redacted] 商标权已在海关总署备 案。经上述商标权利人 [redacted] 有限公司、[redacted] 电子股份有限公司、（[redacted] [redacted] 公司确认，以上货物侵犯了其商标权，并依法提出保护申请提 交了担保。	
当事人出口的夹发器、剪发器、剃须刀上使用的商标，事先未经商标注 册人许可，根据《中华人民共和国商标法》第五十二条第（一）项的规定， 该货物属于侵犯瓦尔有限公司 [redacted] 商标专用权，[redacted] 电子股份 有限公司 [redacted] 商标专用权，[redacted] 公司 [redacted] 商标专用 权的货物。当事人出口上述货物的行为已构成出口侵犯他人商标专用权货物 的行为。	
以上事实有出口报关单证一套，查验记录一份，当事人陈述等为证。	
根据《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第二十五条第一款之规 定，海关没收当事人侵权货物（[redacted] 商标的剪发器 15 箱 750 个， [redacted] 商标的夹发器 2 箱 80 件，[redacted] 标识的剃须刀 4 箱 240 个， [redacted] 商标的剪发器 10 箱 240 件），并处罚款 2240 元。	
根据《中华人民共和国行政处罚法》第四十四条，第四十六条，第四十	

八条的规定，当事人应当自本处罚决定书送达之日起十五日内履行上述处罚决定。

当事人不服本处罚决定的，依照《中华人民共和国行政复议法》第九条、第十二条，《中华人民共和国行政诉讼法》第三十九条之规定，可自本处罚决定书送达之日起60日内向海关总署申请行政复议，或者自本处罚决定书送达之日起3个月内，直接向宁波市中级人民法院起诉。

根据《中华人民共和国行政处罚法》第五十一条之规定，到期不缴纳罚款的，每日可以按罚款数额的百分之三加处罚款。

根据《中华人民共和国海关法》第九十三条、《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第六十条的规定，当事人逾期不履行处罚决定又不申请复议或者向人民法院提起诉讼的，海关可以将扣留的货物、物品、运输工具依法变价抵缴，或者以当事人提供的担保抵缴；也可以申请人民法院强制执行。



通関中止情報	①通関申告日	②処罰決定日	③税関名	④罰金額
輸出業者情報	⑤当事者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧使用商標	

以上のとおり、税関差止過程において、税関より受領する書類から得られうる情報は様々であるが、これらを個別に検討するのみでなく、これらの情報を中長期的に収集、集積の上、その後の対策検討の際の有益資料とすることが有益である。具体的には、例えば、以下のとおり、情報を取りまとめ、税関による差止めがなされる度に、都度、情報を更新していくことが考えられる。

これにより、再犯業者や、模倣品が多く輸出される税関、仕向地等が徐々に判明してくることとなり、これらは、税関への情報提供の好材料となるほか、再犯業者等の悪質性の高い業者については、同輸出業者への損害賠償請求や、同輸出業者に模倣品を提供する模倣品製造・販売の大元への対応に踏み切る判断材料となり得るものと考えられる。

【税関差止情報統計例】

通関中止日	通知日	省	市	税関	対象商品	使用商標	数量	輸出入の別	輸入者情報			輸出者情報			担保金 金額 (円)	真贋鑑 定×切 日	真贋鑑 定結果
									氏名	国	住所	氏名	国	住所			